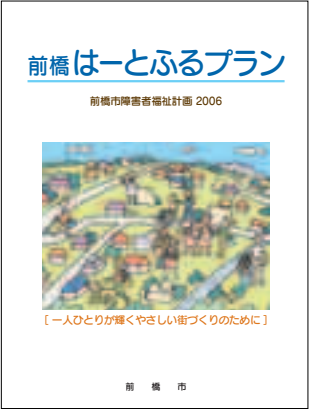


※バリアフリーとは、障害のある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となるものを除去すること。
※ユニバーサルデザインとは、年齢や性別、障害のあるなしにかかわらず、最初からバリアのない、誰にとっても快適な環境を作ろうという考え方。

障害福祉サービスなどの将来像(平成23年度)	
○訪問系サービス	
区 分	目標値
居宅介護	1万8,420時間分 (614人分)
重度訪問介護	
行動援護	
重度障害者等包括支援	
○日中活動系サービス	
区 分	目標値
生活介護	9,284人日分 (422人分)
自立訓練(機能訓練)	330人日分 (15人分)
自立訓練(生活訓練)	1,298人日分 (59人分)
就労移行支援	1,518人日分 (69人分)
就労継続支援 (A型:雇用型)	1,034人日分 (47人分)
就労継続支援 (B型:非雇用型)	5,258人日分 (239人分)
療養介護	42人分
児童デイサービス	1,980人日分 (90人分)
短期入所	364人日分 (49人分)
○居住系サービス	
区 分	目標値
共同生活援助 (グループホーム)	181人分
共同生活介護 (ケアホーム)	
施設入所支援	338人分
○指定相談支援(サービス利用計画の策定)	
区 分	目標値
指定相談支援	79人分
○地域生活支援事業	
区 分	目標値
障害者相談支援事業	4力所
コミュニケーション支援事業	3,720件
日常生活用具給付等事業	3,405件
移動支援事業	255件
地域活動支援センター 機能強化事業	11力所

障害者に優しいまちづくりを進めます

前橋は一とふるプラン(前橋市障害者福祉計画)を策定



(6) 誰もが安心して暮らせるまちづくりのためにバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた総合的な福祉のまちづくりを行い、障害者に配慮された住宅の確保や改築・改造などの支援を進めていきます。また、交通機関などと連携をして、交通手段の整備をし、障害者に対する防災・防犯知識の普及や、事故発生時における障害者への援助に関する知識の普及に努めていきます。

(7) 潤いと生きがいのある生活をおくるために文化・スポーツ・レクリエーション活動などを通して、すべての人が一緒に楽しめる機会や生涯学習ができる環境を整備していきます。また、公共施設などの活用や移動支援などの福祉サービスを充実させ、さまざまな社会活動に参加できる機会の拡大を図っていきます。

障害者自立支援法に基づき、3年ごとに見直しを行う実施計画。平成23年度までの障害福祉サービスに関する目標値を策定するものです。
(左表のとおり)

■平成23年度の将来像
●福祉施設入所者
平成17年10月1日現在の入所者364人のうち37人を、平成23年度末までに地域生活へ移行することを目指す。

●入院中の精神障害者
条件が整えば退院可能な精神障害者を189人と見込み、そのうち平成23年度末までに地域移行できる減少目標値を70人と設定します。
●福祉施設利用者
平成17年度の一般就労移行者数を3人とし、平成23年度にはその4倍の12人が施設を退所し、一般就労することを目指す。

障害者に優しいまちづくりを進めます

前橋は一とふるプラン(前橋市障害者福祉計画)を策定

計画の期間
平成18年度から27年度までの10カ年の計画です。平成23年度には、計画全体の見直しを行います。

障害者計画
障害者基本法に基づき、障害者の地域生活を支援し、さまざまな分野における将来の見通しを示すため策定するものです。

基本的な取り組み姿勢
●障害者の主体性・自立性の尊重
●障害の重度化・重複化・高齢化への対応と、生活の質の向上
●新しいサービスの体系に基づく、サービス提供基盤の整備
●生活環境すべてにおけるバリアフリー化・ユニバーサルデザイン化の推進

7つの基本目標
(1) お互いの理解と認識を深めるために市民が障害について理解し、障害者に配慮した行動ができるよう、広報や啓発活動を行います。また、差別や偏見などの心の中にある障壁を取り払う「心のバリアフリー」を進めるとともに、ボランティア活動や、市民活動支援センターなどの各関係機関と連携した相談活動など、きっかけづくりを進めます。

(2) 個性に応じた教育・育成を進めるために、健康診断などで障害の早期発見を図り、障害の種類や程度に応じて適切な療育ができる体制の整備を進めます。また、障害のある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、自立して社会参加できるように、きめ細かな教育を行っていきます。

(3) 障害者とその適性と能力に応じて可能な限り就業できるように支援し、また、一般企業などで働くことが難しい場合は、さまざまな福祉的就労の場の確保に努めていきます。

(4) いつでも必要な支援を受けながら暮らせるようにさまざまな問題について、安心して気軽に利用できる情報提供・相談体制を整備し、生活支援サービスの充実を図ります。また、障害者が自ら選んだ業者と契約してサービスを利用したときには、利用者を保護するため、地域福祉権利擁護事業、成年後見制度利用支援事業、苦情解決体制を充実させます。さらには、手話通訳や要約筆記などの専門的な技術を持つ人材の養成と確保を図っていきます。

(5) 健やかな心と体を守るために医療や教育などと連携を強化し、障害の早期発見とその後の適切な対応を図り、医療・リハビリテーションを充実させます。また、心の健康づくりに関する知識の普及・啓発を進めていきます。

(6) 誰もが安心して暮らせるまちづくりのためにバリアフリーやユニバーサルデザインを取り入れた総合的な福祉のまちづくりを行い、障害者に配慮された住宅の確保や改築・改造などの支援を進めていきます。また、交通機関などと連携をして、交通手段の整備をし、障害者に対する防災・防犯知識の普及や、事故発生時における障害者への援助に関する知識の普及に努めていきます。

(7) 潤いと生きがいのある生活をおくるために文化・スポーツ・レクリエーション活動などを通して、すべての人が一緒に楽しめる機会や生涯学習ができる環境を整備していきます。また、公共施設などの活用や移動支援などの福祉サービスを充実させ、さまざまな社会活動に参加できる機会の拡大を図っていきます。

